

## 第3期 データヘルス計画策定の概要

## 国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）作成の意義

平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」ことが示されました。

これを踏まえ、平成26年3月に「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」において、保険者は、「健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定した上で、保健事業の実施・評価・改善等を行う」ものとされました。

その後、平成30年4月から都道府県が財政運営の責任主体として共同保険者となり、また、令和2年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020（骨太方針2020）」において、「保険者のデータヘルス計画の標準化等の取組の推進」が掲げられ、令和4年12月に経済財政諮問会議における「新経済・財政再生計画改革工程表2022」において、「保険者が策定するデータヘルス計画の手引きの改訂等を行うとともに、当該計画の標準化の進展に当たり、保険者共通の評価指標やアウトカムベースでの適切なKPIの設定を推進する。」と示されました。

こうした背景を踏まえ、被保険者の健康課題を的確に捉え、課題に応じた保健事業を実施することにより、健康の保持増進、生活の質（QOL）の維持及び向上を図り、結果として医療費の適正化にも資することを目的とし、データヘルス計画を策定し保健事業の実施、評価、改善等を行うこととするものです。

# データヘルス計画の目的等

第3期 データヘルス計画は、以下の目的等に沿って策定します。

## 計画全体の目的

- 健康・医療・介護の情報を活用し、P D C Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を展開し、国民健康保険に加入している被保険者の健康増進を図ることで、医療費適正化及び健康寿命の延伸を目指します。

## 計画の位置付け

- 本計画は、健康増進法に基づく「基本的な方針」を踏まえるとともに、健康増進計画や医療費適正化計画、介護保険事業（支援）計画、高齢者保健事業の実施計画及び国民健康保険運営方針と調和のとれたものとしします。

## 計画の基本構成

- 計画策定に当たっては、K D B（国保データベース）システムや公的統計等を用いて死亡、介護、医療、健診などの関連データを分析し、地域における健康課題を抽出します。
- 整理した健康課題及び前期計画の振り返りを踏まえ、計画目的及び目標を設定した上で、目標達成のために取り組むべき保健事業の優先順位付けや各事業の評価指標を設定します。

# データヘルス計画書の構成

第3期データヘルス計画の各章は以下の構成で作成します。

## 第1章 計画の基本的事項

- 1 基本的事項（計画の趣旨・期間）※令和6～11年度
- 2 実施体制（関係者連携）

## 第2章 現状の整理

- 1 日高市の特性
- 2 前期計画の評価
- 3 保険者努力支援制度

## 第3章 健康・医療情報等の分析と分析結果に基づく健康課題の抽出

- 1 死亡の状況
- 2 介護の状況
- 3 医療の状況
- 4 特定健診・特定保健指導・生活習慣の状況
- 5 一体的実施に係る介護及び高齢者の状況
- 6 その他の状況
- 7 健康課題の整理

## 第4章 データヘルス計画（保健事業全体）の目的、目標、目標を達成するための個別保健事業

- 1 計画全体における目的
- 2 1を達成するための目的、目標、関連する個別保健事業

## 第5章 特定健康診査・特定保健指導の実施

- 1 国の示す目標
- 2 日高市の目標
- 3 特定健康診査の実施方法
- 4 特定保健指導の実施方法
- 5 年間スケジュール
- 6 その他

## 第6章 健康課題を解決するための個別の保健事業

## 第7章 個別の保健事業及びデータヘルス計画（保健事業全体）の評価・見直し

## 第8章 計画の公表・周知

## 第9章 個人情報の取扱い

- 1 基本的な考え方
- 2 具体的な方法
- 3 特定健康診査・特定保健指導に係る情報等の保管及び管理

## 第10章 その他の留意事項

## 参考資料 用語集

